

## 長期処方・リフィル処方せんについて 当院からのお知らせ

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・28日以上**長期の処方**を行うこと
- ・**リフィル処方せん**<sup>\*</sup>を発行すること

(※ 対応可能な方のみ、反復利用できる処方箋)

のいずれの対応も可能です。



### リフィル処方の留意点

- ・対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。
- ・医師が個別に投与期間を判断します。(最大3回まで)
- ・投薬量に限度が定められている医薬品(下記参照)は、リフィル処方できません。
- ・病状が安定していない場合、服用する量が決まっていない場合、体調に変動のある場合には、リフィル処方せんの発行はできません。
- ・体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
- ・保険薬局の薬剤師から、次回の調剤予定の確認の時や、予定される時期に来局しない場合に、電話等により状況を確認することがあります。
- ・もし他の薬局において調剤を受ける場合は、あらかじめ当該薬局に調剤の状況とともに、必要な情報を提供することがあります。
- ・患者の体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、保険薬局の薬剤師は、調剤を行わずに、受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。

### リフィル処方不可の医薬品

- ・投与量に限度のある、
  - ・向精神薬(睡眠薬・抗不安薬・抗精神病薬など)
  - ・医療用麻薬 ・発売1年以内の新薬
  - ・湿布薬(ロキソニンテープ、モーラステープなど)
- ・副作用や依存性リスクのある医薬品
- ・初診時の医薬品、急性期疾患の医薬品  
など。